

死因究明等の推進に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

改正案

現行法

<p>附則</p> <p>(所掌事務の特例)</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則</p> <p>(所掌事務の特例)</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
<p>期間</p> <p>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三百二十七号)がその効力を有する間</p>	<p>事務</p> <p>同法第二条第一項に規定する対応措置(自衛隊が実施するものを除く。)の実施に関すること。</p>	<p>期間</p> <p>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三百二十七号)がその効力を有する間</p>	<p>事務</p> <p>同法第二条第一項に規定する対応措置(自衛隊が実施するものを除く。)の実施に関すること。</p>
<p>地方分権改革推進法(平成十八年法律第百</p>	<p>一 地方分権改革推進計画(同法</p> <p>第八条第一項に規定する地方分</p>	<p>地方分権改革推進法(平成十八年法律第百</p>	<p>一 地方分権改革推進計画(同法</p> <p>第八条第一項に規定する地方分</p>

<p>4 〔略〕</p> <p>(特別の機関の設置の特例)</p> <p>第四条の二 〔略〕</p> <p>2 死因究明等の推進に関する法律がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる死因究明等推進会議は、本府に置く。</p>	<p>死因究明等の推進に関する法律(平成二十四年法律第 号)がその効力を有する間</p>	<p>十一号)がその効力を有する間</p> <p>権改革推進計画をいう。次号において同じ。)の作成に関すること。</p> <p>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
<p>4 〔略〕</p> <p>(特別の機関の設置の特例)</p> <p>第四条の二 〔略〕</p>	<p>死因究明等の推進に関する法律(平成二十四年法律第 号)がその効力を有する間</p> <p>一 死因究明等推進計画(同法第七條第一項に規定する死因究明等推進計画をいう。)の作成に関すること。</p> <p>二 死因究明等の推進に関する施策の実施の推進に関すること。</p>	<p>十一号)がその効力を有する間</p> <p>権改革推進計画をいう。次号において同じ。)の作成に関すること。</p> <p>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>